

令和5年第10回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年9月12日（火） 午後3時

2 開催場所 五所川原市学習情報センター 大会議室

3 出席委員 19名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

11番 佐藤 敬道

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

欠 席

16番 白戸 裕丈

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

(6) 議 事

- 議案第45号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第46号 農用地利用集積計画の決定について
議案第47号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について
議案第48号 不動産取得税徴収猶予に関する適格者について
報告第15号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて

5 その他

6 閉 会

7 参 与

農業員会事務局

局長	一戸 武二
次長	西村 実洋
農地係長	松本 裕也
農政係長	工藤 知徳

農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

農業委員会市浦支所

主 査	斎藤 俊宏
-----	-------

農林政策課

主 事	太田 樹
-----	------

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 ただ今から令和 5 年第 1 0 回総会を開会いたします。
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願いします。
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につきまして、ご協力をお願い致します。

本委員会の在籍委員数は 2 0 名であります。本日の出席委員数は 1 9 名であり、定足数に達しており、会議が成立いたしました。

次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行います。

五所川原市農業委員会会議規則第 2 6 条に規定する署名者の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させていただきます。

議事録署名者には、1 1 番 佐藤 敬道 委員、

1 2 番 阿部 喜代志 委員のご両名を指名いたします。

また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、松本農地係長、秋村金木支所長、市浦総合支所 齋藤主査、農林政策課 太田主事をお願いいたします。

次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和5年8月23日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を行い、高橋 克也推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業1件、あおもり農業支援センター事業1件を適正に処理したことを報告いたします。

令和5年8月18日午前10時から、工藤 昇委員、小野列子委員、木村 真也推進委員で五所川原南地区の法務局照会1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第45号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第45号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転5件、無償所有権移転2件です。

2ページをご覧ください。

1番 大字藻川字善津袋、田1筆、853㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

農業委員会あっせん総額100,000円の有償移転です。

- 2 番 大字原子字紅葉、畑 3 筆、合計 4, 8 0 7 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 600, 000 円の有償移転です。
- 3 番 大字長富字鎧石、畑 1 筆、7 9 2 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 20, 000 円の有償移転です。
- 4 番 大字太刀打字常盤、田 2 筆、合計 2, 2 7 7 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
親から子へ贈与による無償所有権移転です。
- 5 番 金木町蒔田桑元、畑 3 筆、合計 8 5 3 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 10, 000 円の有償移転です。
- 6 番 金木町芦野、畑 1 筆、9 5 2 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
贈与による無償所有権移転です。
- 7 番 十三琴湖岳、畑 1 筆、4 0 0 m²
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。
総額 50, 000 円の有償移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、
農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相当で
あると判断されます。

議 長 議案第 4 5 号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第45号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第45号について原案のとおり許可いたします。

議 長 つづきまして議案第46号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
 参与より説明をお願いします。

参 与 5ページをご覧ください。
 議案第46号、「農用地利用集積計画の決定について」であります。

 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めることについて、農業委員会の決定を求めるものであります。

 件数は、利用権設定19件、所有権移転4件です。

 6ページ、番号1番から14ページ19番までの利用権設定19件については、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、各要件を満たしております。

 15ページ、番号1番から17ページ4番までの所有権移転4件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長 議案第46号についての説明が終わりました。
 閲覧時間を5分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員 (5分間閲覧)

議 長 それでは時間となりましたので、議案第46号について審議いたします。

 ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第46号について原案のとおり決定いたします。

議 長 つづきまして、議案第47号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。

 参与より説明をお願いします。

参 与 18ページをご覧ください。

 議案第47号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。

 青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数は1件です。

1 番 農地の所在は、大字漆川字清水流、田1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は雑種地です。

 調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議 長 議案第47号についての説明が終わりました。

 ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第47号について承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第47号について原案のとおり承認いたします。

つづきまして、議案第48号「不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 19ページをご覧ください。

議案第48号「不動産取得税徴収猶予に関する適格者について」であります。

農地等の一括贈与にかかる下記贈与者及び受贈者について、地方税法附則第12条第1項に規定する適格者であることの承認を求めるものです。

1番 贈与者は記載のとおりで、農業を営んでいた期間は50年です。受贈者は記載のとおりで、農業に従事していた期間は17年です。農地法による許可年月日は記載のとおりです。特例の適用を受けようとする農地等の詳細は、金木町嘉瀬端山崎ほか田33筆、畑9筆 合計89, 822㎡です。

徴収猶予を受けるための要件は次のとおりです。

- ・農地を生前一括贈与した日まで贈与者が引続き3年以上農業を営んでいたこと
- ・贈与者の推定相続人に贈与するものであること
- ・受贈者が18歳以上で引き続き3年以上農業に従事していたこと

- ・受贈者が認定農業者等担い手であること
- ・所有農地の全部を贈与するものであること

以上の要件を全て満たしており、適格者であると判断されます。

議 長 議案第48号についての説明が終わりました。
ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、議案第48号について原案
のとおり承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 ご異議がないようですので、議案第48号について原案
のとおり承認いたします。

以上、議案第45号から議案第48号まで全ての審議
が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたし
ます。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報 告)

議 長 その他に何かございませんか。

議 長 以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。
慎重なご審議ありがとうございました。